

所管部課	健幸いきいき部健康推進課	部長	川口 莊一		
件名	東大和市予防接種事故災害補償規程の一部を改正する訓令について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	予防接種法施行令			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和6年4月1日付けで予防接種法施行令の一部が改正されたことに伴い、当市が加入する全国市長会の「予防接種事故賠償補償保険」の保険金額の一部が改正された。</p> <p>このことに伴い、当該規程の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第6条の表中の補償金額「4,420万円」を「4,670万円」に、「2,943万1,000円」を「3,109万6,000円」に、「2,246万8,000円」を「2,373万9,000円」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>市長決裁日から施行し、改正後の第6条の規定は、令和6年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>法定外の任意の予防接種に係る事故災害に対して、予防接種法施行令に準じた補償を行うことができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月22日付け「全国市長会予防接種事故賠償保険特約書の一部改正」通知 文書課において審査済み 					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>法定接種 (定期予防接種) の事故災害に対しては、予防接種法施行令に基づき補償される。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。